



## 下水道使用料の賦課漏れについて

この度、下水道に接続している市営住宅において、2008 年 4 月からの下水道使用料が賦課できていない事案が判明しました。詳細は以下のとおりです。

### 1 内容及び経緯

下水道使用料の賦課は、使用者から排水設備指定工事店を通して提出された下水道使用開始届をもとに、上下水道料金システムに必要な事項を入力することで開始となり、使用料は水道の使用水量に応じて算定されます。

2026 年 8 月 28 日（金）に入居者の退居に伴い水道料金の徴収業務を行う過程において、当該住宅全戸の下水道使用料が賦課されていない事実を確認しました。

### 2 原因

本事案の発覚後、過去の関係書類等により接続の経緯などを調査し、2008 年 4 月に下水道へ接続していることが判明しましたが、明確な原因の特定には至りませんでした。当時の下水道接続時点に行う事務処理において、何らかの要因によりデータの入力漏れが生じたものと判断しています。

### 3 対象及び件数

対象世帯 11 世帯（既に退去した世帯も含む）

対象期間 2008 年 4 月検針分から 2026 年 9 月検針分まで（18 年 6 カ月分）

合計金額 3,718,240 円

### 4 今後の対応

賦課できていなかった下水道使用料については、対象世帯を個別訪問して説明と謝罪を行ったうえで、地方自治法の規定に基づき、以下のとおり下水道料金の支払いを依頼します。なお、支払い方法は、分割納付なども含め柔軟に対応します。

| 遡及して請求する額及び件数※1 | 時効による請求不能額及び件数※2 | 合計金額        |
|-----------------|------------------|-------------|
| 824,970 円（6 件）  | 2,893,270 円（9 件） | 3,718,240 円 |

※1: 地方自治法 236 条（金銭債権の消滅時効）の規程に基づき最長 5 年分について請求する額（1 世帯あたり 最低 940 円～最高 406,730 円）

※2: 5 年以上経過し時効となり、請求ができない額（1 世帯あたり最低 920 円～最高 730,540 円）

### 5 予算への対応

遡及請求分については、下水道事業会計において未収金として会計処理を行います。

時効成立分については、「時効による請求不能額」として会計処理を行います。

### 6 再発防止

本事案が発覚したことを受け、全ての市営住宅を含む公共施設について接続状況等の調査を実施し、賦課漏れがないことを確認しました。

今後、適正な事務処理を行うため、申請から料金賦課対象の登録に至る一連の事務処理を施設担当と管理担当が相互に共有し、手続き漏れや誤登録などが生じないように努めるとともに、定期的な台帳システムの確認を行い、再発防止に努めてまいります。

(市長コメント)

対象となる関係者の方をはじめ、信頼を損ねることとなった市民の皆様に深くお詫びを申し上げるとともに、今後、このようなことがないよう再発防止に努めてまいります。

【問合せ】

まち整備部 上下水道課 課長：片芝 誠

電話：079-664-1470